

## 第146回武蔵野市建築審査会会議要録

### 1 日時

平成25年3月8日（金曜日） 14時30分から16時00分まで

### 2 会場

武蔵野市役所 411会議室

### 3 出席者

- (1) 委員 5人
- (2) 特定行政庁 建築指導課長、同課建築確認担当課長、同課審査係長、同課審査係員
- (3) 事務局 まちづくり推進課長、同課課長補佐、同課主事
- (4) 傍聴者 0人

### 4 公開の可否

公開（武蔵野市建築審査会条例第6条第1項の規定による）

### 5 議題

- (1) 同意議案 議案第15号 法第43条第1項ただし書許可同意（無接道建築物）  
申請者 大橋 貞夫
- (2) 24建審請第1号審査請求事件の提起

### 6 議事

#### 【議案第15号について】

（委員） 調査意見に「通路部分は既に幅員4.0mとして分筆されており」とあるが、資料6の申請敷地境に示される68mmの筆を含めて分筆されているということか、また地目は公衆用道路となっているのか。

（特定行政庁） 68mmを含めて、後退しているところまでが筆境となっており、地目に関しては宅地として残っている部分がある。資料7の通路の中心に明記している鉾を目印に関係権利者で筆を定めている。

（委員） 同じく調査意見に「協定通路となる位置で境界を明確にし、モルタル舗装により道路状に後退整備がされている。」とあるが、資料8の写真④、⑤の状況ということによろしいか。

(特定行政庁) そのようになる。

(委員) ここは将来、具体的に道路整備が行われる時期に合わせて整備するつもりなのか。

(特定行政庁) そのようになる。本来、2項道路等は狭あい道路として道路課が整備しているが、本案件は道路には該当しないので整備は行わず、切り下げ等の整備の話があれば、そのタイミングで自費施工で行うこととなる。

(委員) 資料6と7で1696-72の敷地の建物形状が異なるが、どちらが正しいのか。

(特定行政庁) 資料6は建物の投影、資料7は1階部分を表しているため、建物の形状が異なっている。

以上の審議の結果、同意とすることに決定した。

【24建審請第2号審査請求事件の提起について】

事務局より24建審請第2号審査請求事件の提起があったことを説明。審査請求書からは審査請求に係る処分が特定できなかったため、請求人に対し補正を命じることを確認した。なお、補正命令にあたっては回答期限を2週間とすることとする。

今後の取り扱いについては、請求人から提出される補正書を見た上で判断することとする。

以上をもって閉会した。

作成者 武蔵野市建築審査会 書記 川口 桂

上記について、議事内容と相違ないことを認める。

武蔵野市建築審査会会長 和田 英治

同 委員 伊東 健次

同 委員 伊藤 達也

同 委員 澤田 昭治

同 委員 吉川 徹